

●日本の展望委員会運営要綱

〔平成20年4月8日〕
日本学術会議第56回幹事会決定

改正 平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定

改正 平成20年10月2日日本学術会議第65回幹事会決定

(設置)

第1 日本の展望委員会(以下「委員会」という。)は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、各学術分野の発展の在り方、及びそれを踏まえた人類的課題に
応える研究の在り方など我が国の学術の長期展望に関する事項を審議する。

(組織)

第3 委員会は、会長、副会長、各部長、各分科会の委員若干名及び会長の指名する
会員又は連携会員若干名をもって組織する。

(分科会)

第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構成
起草分科会	報告書の起草に関する こと	若干名の会員又は連携 会員
人文・社会科学作業分科会	人文・社会科学分野の 検討結果の取りまと めに関する こと	若干名の会員又は連携 会員
生命科学作業分科会	生命科学分野の検討 結果の取りまとめに 関する こと	若干名の会員又は連携 会員
理学・工学作業分科会	理学・工学分野の検討 結果の取りまとめに 関する こと	若干名の会員又は連携 会員
知の創造分科会	知の創造に関する こと	若干名の会員又は連携 会員
基礎科学の長期展望分科 会	基礎科学の長期展望 に関する こと	若干名の会員又は連携 会員
持続可能な世界分科会	持続可能な世界に関 する こと	若干名の会員又は連携 会員
地球環境問題分科会	地球環境問題に関す る こと	若干名の会員又は連携 会員

世界とアジアのなかの日本分科会	世界とアジアのなかの日本に関する事	若干名の会員又は連携会員
大学と人材分科会	大学と人材に関する事	若干名の会員又は連携会員
安全とリスク分科会	安全とリスクに関する事	若干名の会員又は連携会員
個人と国家分科会	個人と国家に関する事	若干名の会員又は連携会員
情報社会分科会	情報社会に関する事	若干名の会員又は連携会員
社会の再生産分科会	社会の再生産に関する事	若干名の会員又は連携会員

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月2日日本学術会議第65回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。